

東京23区では、事業系ごみの減量やリサイクルを推進し受益者負担の適正化を図るため、令和5年10月1日(日)から、事業系一般廃棄物処理手数料について、1キログラム当たり40円から46円に改定します。

これにより、区が収集する際の事業系有料ごみ処理券の価格も改定となります。

## 事業系有料ごみ処理券を貼って資源・ごみを出す事業者の方へ

### 令和5年10月1日(日)から事業系有料ごみ処理券の料金が変わります

#### 1. 事業系有料ごみ処理券の額面の改定

券種		現行料金	改訂後新料金	差額( )は1枚あたり	
10リットル券	10枚セット	760円	870円	110円	(11円)
20リットル券	10枚セット	1,520円	1,740円	220円	(22円)
45リットル券	10枚セット	3,420円	3,910円	490円	(49円)
70リットル券	5枚セット	2,660円	3,045円	385円	(77円)

#### 2. 中央区が発行する事業系有料ごみ処理券の販売

中央区内の主なコンビニエンスストアや小売店(ごみ処理券取扱所ステッカーの貼ってあるお店)でお買い求めください。

- ①新券は、令和5年10月1日(日)から販売します。
- ②現行券は、令和5年9月30日(土)まで販売します。

#### 3. 現行券の取扱期間

- (1) 現行券の使用は、原則令和5年9月30日(土)までですが、使い切れなかった場合のみ、令和5年10月31日(火)までに限って差額の追加負担なく使用できます。(令和5年11月1日(水)以降、現行券が貼られた資源やごみは収集しません。)
- (2) 所定の手続により口座振込で返金(還付)いたします。なお、返金(還付)手続は、令和5年10月2日(月)から受付可能です。(詳細及び申請様式については区のホームページをご覧ください。)
- (3) 現行券は、新券との差額を添えて中央清掃事務所へご持参いただければ、同券種・同枚数との交換もいたします(1枚単位)。

期間：令和5年10月2日(月)から令和6年3月29日(金)まで

※土日祝日、年末年始は除く

- (4) 返金(還付)及び差額交換の対象は、中央区が発行した事業系有料ごみ処理券のみとなりますのでご注意ください。(台紙からはがされていないものに限りです。)

#### 4. 領収書の保存

インボイス制度の実施に伴い、令和5年10月1日(日)以降に購入したごみ処理券の返金(還付)には、購入日が分かる領収書の提示が必要になります。領収書は7年間保存してください。

#### ◆お問合せ先

中央区中央清掃事務所

中央区京橋1-19-6

☎3562-1522